



不動産賃貸借トラブル解決のための...

無料 相談会

2月26日(土)
2月27日(日)

国土交通省「あんしん賃貸支援事業」

東京司法書士調停センターは、ADR(裁判以外の解決方法)による問題解決に取り組んでいます。その一環として今回不動産賃貸借トラブルでお悩みの方を対象に、無料相談会を開催いたします。土地、アパートやマンションなどの賃貸借トラブルでお悩みの方は、この機会にぜひお出かけください。

電話でのご相談もお受けしています。

日時 2月26日(土)~27日(日)

時間 10:00~16:00

ご予約不要

場所 司法書士会館

電話でのご相談は **03-3354-8363** へ



アクセス JR中央線・総武線「四ッ谷駅」徒歩5分
東京メトロ丸ノ内線「四ッ谷駅」徒歩5分
東京メトロ南北線「四ッ谷駅」徒歩5分

ADRとは

- A**lternative (他の方法、代わるもの)
- D**ispute (口論、けんか)
- R**esolution (解決、解消)

“ステッキ”は東京司法書士会調停センターの愛称です。



東京司法書士会調停センター

認証番号 第22号 認証年月日 平成20年12月10日
当センターは、法務大臣の認証を取得した機関です。

東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階

問い合わせ先

TEL: 03-3353-8844